

THEATRE E9 KYOTO 使用上の注意事項

2025.7.30更新

※ご利用を希望される方は必ず予め下記の注意事項をお読みください。

※内容は、責任者だけではなく、当館を使用するすべての方に徹底させてください。

◆はじめに

・基本使用時間：9:45～21:45

12時間以上の使用を希望する場合は、8時から延長して使用することはできます（延長料金10,000円税別／30分）。

ただし、22時以降の延長はできません。

スピーカーからの音出しおよびスタジオ内での大きな音の出る作業、行為は9:00から21:30までです。

※ 使用時間を厳守してください。使用時間は入館から退館までを含めた時間となっております。

それ以外の時間に許可なく使用した事が判明した場合、いかなる理由であっても追加料金が発生します。

・当館は住宅地に位置するため、周囲の生活音・騒音などが場内に届くことがあります。ご使用の際は予めご了承ください。

・当館内は禁煙です。タバコを吸う際は屋外の喫煙スペースをご利用ください。

・楽屋ごみは、ゴミ袋（半透明）を劇場でお渡しします。

缶ビンペットボトル/普通ごみの2種類に分別し、毎日お帰りの際に1Fのキッチンに出してください。

・ホール内は飲食禁止です。飲食は楽屋か屋外などでお願いします。ただし水筒やペットボトルでの水分補給はホール内でもできます。

・貴重品等の管理は利用者側でお願いいたします。紛失盗難などについては、当館は一切賠償責任を負いません。

◆禁止事項

当館利用者による以下の行為を禁止します。

禁止行為がなされた場合は、以後の利用をお断りすることもあります。

1.当館を許可された使用目的以外に使用すること

2.使用の権利を他団体・個人などに譲渡したり、転貸すること

3.申込書の内容に虚偽の事項を記載すること

4.建物の他の利用者や近隣住民に迷惑や混乱を生じさせること

5.当館が危険、または不適切とみなす行為をおこなうこと

6.当館スタッフの指示に従わないこと

7.劇場内への危険物の持ち込み、劇場内での火気使用（火気使用には申請が必要です）、劇場内での大量の水分散布等を行うこと

8.扉を開放したまでの音出し、大きな音の生じる作業・行為をおこなうこと

9.当館及び周辺で、9時から21時半以外の時間で、音が出る作業をおこなったり、騒音をたてるようなことをおこなうこと。

10.事前に相談の無い持込照明音響機材を使用すること

11.法律違反または公序良俗を害するおそれのある行為を行うこと

12.当館の事業目的を逸脱するまたは、当館の品位を損なうおそれがある行為を行うこと

※利用者は、前項記載事項について、利用者のスタッフ、関係者及び来場者等が行なうことがないように、管理、監督を行ってください。

◆遵守事項

0.技術スタッフ・制作スタッフのみなさまへ

- 1.公演の実施にあたって必要となる著作権処理の手続き・処理費用の支払いは適切に行ってください。当館スタッフの過失による事故を除き、使用中の人的、物的事故については全て利用者側の責任とし、当館は一切賠償責任を負いません。
- 2.利用者は、使用日初日の2週間前までに、当館使用内容（舞台装置・照明・音響などの使用予定）について当館スタッフと打ち合わせを行ってください。使用期間中、利用者は、関係者及び来場者等の行為について責任をもって管理し、事故防止には万全を期してください。
- 3.設備、照明・音響機材等の詳細は事前に確認し、使用最終日にすべて原状復帰してください。使用期間終了日の退室時には、完全に原状復帰をした上で、当館担当者と一緒に最終チェック作業をしてください。備品、設備等を破損、紛失した場合は、利用者の責任において弁償して頂きます。
- 4.不測の災害や事故等に備え、当館の利用前に非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認するとともに、利用者のスタッフ、関係者及び来場者等に対して事前に説明しておいてください。
- 5.災害など緊急時には、当館の指示に従い避難誘導等を行ってください。
- 6.お帰りの際は、火災防止の為、必ず電子機器の電源はすべて抜いて頂き、すべてのコンセントは見える状態にしてからお帰りください。冷蔵庫、無線機器など常設機器についてはその限りではございません。

【車両について】

- 7.同館敷地内に乗用車2台まで駐車いただけます。停め置きはできません。必要な場合はご相談ください。
- 8.搬入車両は2tロング車まで搬入口につけることができます。4t車までは劇場前道路に入ることができます。
- 9.当館周辺道路で長時間の駐車はしないでください。
- 10.自転車/二輪車は当館敷地内の駐輪スペースに整頓して並べてください。

1.舞台

- 1.なぐりなどをつかった音の出る作業は、屋外では18:00、ホール内では21:30で止めてください。
- 2.工具の貸し出しあはおこなっておりません。
- 3.ハケ等塗料を流す場合は南側にある外の流しを使用してください。
室内のドレッサー、キッチン、トイレには塗料や掃除などで汚れた水を流さないでください。
- 4.塗装をする場合は、必ずブルーシートなどを敷いて劇場や備品を汚さないように注意してください。
- 5.著しく、劇場または備品を破損あるいは汚された場合は実費を請求する事があります。
- 6.器材の不良・故障等は、必ず当館スタッフに報告してください。

ホール内壁	ホール壁テープ類（養生テープを含む）は使用できません。 釘、ビス、タッカーは使用できません。
ホール内床	床直接の両面テープ、紙及び布ガムテープの使用はできません。（使用の際は養生テープの上から） 釘（65mmまで）、スリムビスの使用は可能です。
客席	客席の組替は可能ですが、作業に人手と時間、追加料金がかかるので、希望する場合は事前に相談してください。
幕類	備品幕類釘、タッカーは使用できません。テープ類は一切使用できません。

平台/箱馬	釘（65mmまで）、スリムビス（50mmまで）の使用は可能です。 直接の両面テープ、ガムテープの使用はできません。（使用の際は養生テープの上から） 養生テープ、ビニルテープは使用できます。 平台と箱馬の固定に布ガムテープの使用は可能です。 平台同士の固定はつかみ、薄ベニヤと釘、あるいは釘のみを使用してください。 平台への充電式およびコンプレッサーを使用したタッカーの使用は禁止です。 平台かまちへの釘の斜め打ち、もしくはカスガイの使用、ビスの過剰なもみ込みは不可です。
リノリウム	リノリウム用のビニルテープを使用してください。 リノの両端のみ釘打ちできます。（38mmまで）

2.音響

- 1.音を出すときは、必ず客席の扉および劇場の全ての扉が閉まっていることを確認してください。
- 2.公演時に出せる音量に制限があります。楽器等を使用される場合は相談してください。
- 3.スピーカーからの音出しあは、21:30までです。厳守してください。
- 4.常設スピーカーの吊り替え、復旧は当館スタッフ立会いの元で行います。吊り替えは打ち合わせ時に申し出てください。
- 5.退館する際は音響卓のスイッチは切り、ブース後ろのコンセントを抜いてください。
袖のPA架の電源と音響アンプラック専用電源のブレーカーを落としてください。
- 6.機材の不良・故障等は、必ず当館スタッフに報告してください。

3.照明

- 1.各コンセントは定格2kw、つなぎコードは1.5kw、調光ユニットは2kwまでです。
- 2.球切れの際は当館スタッフに報告してください。新しい球と交換します。
- 3.脚立の扱いには十分注意してください。
- 4.スモークは水溶性のみ使用可能です。使用される場合は劇場打ち合わせの際に伝えください。
- 5.退館する際は照明卓の電源を切り、ユニットの電源を切り、照明主幹を落としてください。
- 6.機材の不良・故障等は、必ず当館スタッフに報告してください。

4.楽屋

- 1.楽屋の責任者を決めて、当館にお知らせください。
- 2.楽屋は土足禁止です。
- 3.紛失・盗難の責任は当館では負いません。
- 4.衛生管理に十分ご注意ください。トラブル等があった場合、当館は責任を負いません。
- 5.退出時は冷暖房を切り、コンセントが抜けているかを確認してから退館してください。冷蔵庫についてはその限りではございません。
- 6.終演後の洗濯、片付け等で楽屋の使用時間の延長を希望される場合は、前日までにお申し出ください。
楽屋のみの利用の場合も延長料金が発生します。

5.制作・受付

- 1.受付責任者は、劇場入り初日に当館事務局との受付ミーティングをお願いします。
- 2.当館では受付業務は致しません。必ず要員の手配をしてください。
- 3.定員を超える来場者を入場させないでください。

- 4.利用者が、当館周辺で騒音を発生させることのないように、管理してください。特に、終演後は、21時半までに、利用者を当館周辺より解散させていただき、周辺で騒音を発生させないようにしてください。
- 5.受付のレイアウトは使用団体にお任せします。ただしホワイエは共有スペースになるので、ほかの施設の利用者も使用することができます。
- 6.ホワイエの使用方法は、事前に当館スタッフと打ち合わせてください。張り紙などは、所定の場所をご利用ください。
- 7.ホワイエは共有スペースです。紛失・盗難の責任は当館では負いませんので、十分にご注意ください。
- 8.挟み込みを行う場合は、劇場打ち合わせまでに日時、部数を決めてお知らせください。
- 9.挟み込みの作業方法は、使用団体にお任せします。

6. ばらし

- 1.原則として原状復帰です。当館スタッフが立ち会いますので、その指示に従ってください。
- 2.使用された結果、傷みの激しい機材は当館スタッフにお知らせください。
- 3.搬出の際は、近隣の迷惑にならぬよう、特に夜間は外で大きな声などを出すことを控えてください。
- 4.余った資材はお持ち帰りください。
- 5.チラシ等の紙類は劇場で古紙回収に出すことが可能です。
余ったチラシ束は紐でまとめるか、紙袋かダンボールに入れ、ホールスタッフにお渡しください。
※その他不明な点は、当館スタッフにお問い合わせください。

7. 使用の中止

当館ご使用確定後（使用中）であっても、以下に該当する場合は、以後の利用をお断りすることもあります。

なお、このための損害補償はいたしません。

- 1.禁止事項がなされた場合。
- 2.遵守事項を守っていただけなかったとき
- 3.反社会的勢力に該当することが判明したとき
- 4.利用者による利用によって、劇場及び近隣が混乱し、また諸般の危険が予想されるとみなしたとき。
- 5.関係所官公庁より中止命令の出た場合。
- 6.不測の事故、災害のため、使用が不可能になったとき。